

デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

道の駅かつらぎに隣接の観光インフォメーションに観光情報を迅速に発信するためのツールとしてデジタルサイネージを設置します。デジタルサイネージを設置することで観光インフォメーションの機能を強化し、視覚に訴えかけ観光イメージを想起させるようなコンテンツを構築することにより、年間100万人を超える道の駅かつらぎの来客者を葛城市への観光だけでなく周辺地域への観光誘客や滞在型観光の促進、観光消費額の拡大に繋げることを目的とします。

そこで、事業者選定にあたり、豊富な経験及び専門知識を有する事業者を選定する必要があるため、民間活力が最大限に活用できるよう、総合的な能力を事前に確認し審査を行うことが可能な公募型プロポーザルを実施します。

2. 業務概要

(1) 業務名

デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

「デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和6年3月29日まで

(4) 事業費

提案金額の上限は、5,511,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

内訳として、機器・電源・ネットワーク導入費に係る上限額は2,266,000円とし、コンテンツ構築費の上限は3,245,000円とします。

デジタルサイネージ及び関連機器の保守管理、その他これに付随する業務について、令和5年度分については本業務に含むものとします。

(5) その他

本業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合があります。

(6) 受託予定者の選定

本業者受託予定者の選定は、公募型プロポーザル方式によって実施します。

合格基準点は一次審査及び二次審査の合計点の満点（120点）の6割（72点）以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、合格基準点に達していれば受託予定者とします。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に掲げる要件を全て満たしていること。

また、プロポーザルの参加は単独に限らず共同提案でも可能とします。共同提案の場合は共同企業体を結成し、代表構成員を決める必要があります。なお、共同提案者は複数の共同企業体に所属することができず、共同提案の他に単独で提案を行うこともできません。

共同提案の場合においても、共同企業体に所属する全ての企業、団体等が以下に掲げる要件を全

て満たすものとしします。

- (1) 令和5年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、葛城市競争入札参加資格を有さない場合「5. 入札参加資格を有さない者の参加」に規定する条件を満たすこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

葛城市競争入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①提出期限：令和5年8月23日（水）午後5時必着

②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば独自様式でも可）
3	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」
4	納税証明書 完納証明書（写し可）
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。 ①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」 ②市税の完納証明書 ※令和5年5月1日以降に発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和5年8月24日（木）に審査結果をメールで通知します。参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5. スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合があります。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和 5年 8月 10日（木）
質疑提出期限	令和 5年 8月 24日（木）午後5時
質疑回答期間	令和 5年 8月 29日（火）まで
参加申込書提出期限	令和 5年 8月 31日（木）まで
現地見学実施期間	令和 5年 9月 13日（水）まで
提案書類提出期限	令和 5年 9月 13日（水）午後5時
一次審査結果通知	令和 5年 9月 19日（火）予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和 5年 9月 28日（木）
二次審査結果通知	令和 5年 10月 3日（火）予定
委託契約書の締結	二次審査結果通知以降速やかに

6. 手続概要

（1）実施要領等の配布

葛城市ホームページからダウンロード

（2）質疑の受付及び回答

【受付期限】 令和5年8月24日（木）午後5時必着

【提出方法】 「質疑書(様式5)」に内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。また提出後電話により受信確認を行うこと。なお、質疑書以外での問合せについては一切受け付けしない。

メールアドレス：syokou-kankou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-5111

なお、件名はデジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託質疑とすること。

【回 答】 令和5年8月29日（火）までに電子メールで質問者に個別回答する。

なお、市で公開が必要と判断した質疑回答はホームページに掲載する。

（3）参加申込書の提出

【提出期限】 令和5年8月31日（木）午後5時まで

【提出先】 葛城市役所産業観光部商工観光プロモーション課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

【提出方法】 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：書留等受領確認が出来る方法により提出期限日までに必着のこと。

【提出書類】①参加申込書（様式1）

②参加資格に関する申立書（様式2）

③受注実績調書（様式3）

※過去5年度以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）における業務実績を把握するための書類として、契約書の写し及び概要がわかる資料を添付すること。なお、国、特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注のデジタルサイネージ導入事業の履行を完了した業務の実績に限るものとします。

※共同企業体で申請をする場合は、上記の書類に加え、参加申込書（様式1-2）、「共同企業等同意書」（様式1-3）の提出が必要となります。なお、参加申込書提出後に代表構成員及び共同提案者を変更することはできません。

（4）企画提案書類等の提出

企画提案書は（5）の記載に、見積書は（6）の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

【提出期限】令和5年9月13日（水）午後5時必着

【提出先】葛城市役所産業観光部商工観光プロモーション課

【提出方法】持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】

企画提案書<任意の様式>	8部
実施体制表（様式6）	8部
電子媒体（CD-R等）	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書	1部

（5）企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

（ア）企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書はA4またはA3横書き、片面印刷、8枚までとすること。なお、提案内容は、「デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託 仕様書」に基づき作成すること。

（イ）使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（ウ）記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(6) 見積書及び内訳書（任意様式）

合計金額に加え内訳を記載すること。なお、見積書及び内訳における数量は、現段階での想定で構いません。

次年度（令和6年度）以降の保守費等ランニングコストに係る見積書及び内訳書も別紙で提出すること。

※各提出書類の記載内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

7. 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

審査は1次審査（書類審査）と2次審査（プレゼンテーション）に分けて行う。いずれも非公開とする。受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和5年10月3日（火）（予定）に通知する。また受託候補者は選定後速やかに本市ホームページで公表する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

(1) 一次審査（20点満点）

①業務実績＜10点満点＞

対象：【様式3】受注実績調書

評価方法：過去5年度以内（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に、国、特殊法人等、公共法人、または地方公共団体のデジタルサイネージ導入事業を受注し、履行を完了した実績があるか。

実績数が3件以上	10点
実績数が2件以上3件未満	5点
実績数が1件	2点

②本事業に要する価格点＜10点満点＞

対象：見積書（任意様式）

採点は合計金額により行う。

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times (\text{最低見積価格}^{\ast 1} / \text{見積価格}^{\ast 2}) \text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(2) 二次審査（100点満点）

プレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者及び次点候補者

を選定する。

ア 提案者による内容の説明（20分以内のプレゼンテーション）と、審査委員による質疑応答（10分程度）を行います。

イ 提案書の内容に沿ってパワーポイント等において表現してください。

ウ モニター（HDMI入力）は商工観光プロモーション課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。

エ 参加者は4名までとします。

オ 社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。

カ 開催は令和5年9月28日（木）を予定していますが、実施時間、場所及び詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。

キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

ク 応募者が多数の場合は、一次審査において事前審査を行い、二次審査を行う上位4者程度を選定する場合があります。

評価方法：二次審査における評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価基準		配点
業務の理解	・本業務の背景、目的や課題を踏まえた適切な企画提案となっているか。 ・本市の情報収集をして提案内容に盛り込んでいるか。		10
業務実施体制	・本業務を実施するにあたり、十分な人員の確保及び配置体制となっているか。 ・設置業務体制やコンテンツ構築の体制が明確に示されているか。		10
実施スケジュール	・機器の納入スケジュールやコンテンツ構築の行程が的確に組み立てられており、不測の事態が生じても工期内の完了が見込まれるものとなっているか。		5
提案内容	機器	・利用者の視認性や操作性に配慮し、優れた点があるか。 ・デジタルサイネージの大きさや設置の高さなど、利用者の利便性を配慮したものとなっているか。 ・機器設置について、転倒対策や通行路の確保などの安全対策、盗難等の防犯対策が工夫されているか。	10
提案内容	画面構成	・利用者にとってわかりやすく、操作しやすい画面構成となっているか。	5

提案内容	データ管理・編集	・コンテンツの編集、更新作業が容易なものとなっているか。 ・将来性を考慮した拡張性や柔軟性、増設する場合の連動性や経済性を有しているか。	10
提案内容	デザイン	・イベント情報や観光資源を効果的にPRすることが期待できるようなデザイン、仕組みについて具体的な提案がなされているか。	15
提案内容	運用・保守	・日常的な更新作業だけでなく、緊急時にも対応できるようサポート体制が整っているか。	5
提案内容	保守費用	次年度以降の保守費用について妥当性があるか。	10
独自提案 業務		・利用者を増やすための仕掛けなど、仕様書に記載のない効果的な提案があるか。 ・コンテンツ内容や更新方法など、独自性や斬新性があるか。 ・表示コンテンツの内容を充実させるための取材等、施策に係る提案があるか。	20
合計			100

9. 契約

受託候補者と協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

10. 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

11. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。(現地説明会実施なし)

なお、現地見学の有無は選定員会の審議に影響を与えるものではありません。

観光インフォメーション運営時間：午前10時から午後5時まで(休館日なし)

12. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 産業観光部 商工観光プロモーション課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166
(TEL) 0745-44-5111 (直通)
(FAX) 0745-44-5008
(メール) syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp